

沿道掘削施行協議書作成要領

1 協議書記載要領

- 1) 年月日については、提出年月日とすること。
- 2) 協議先については、各建設事務所長（島しょの場合は各支庁長）とすること。
- 3) 協議者については、住所、法人名、氏名（代表者）、現場担当者名及び連絡先を記入すること。

なお、協議者は原則として沿道区域の管理者であります。が、工事請負者名で協議する場合は、沿道区域の管理者の委任状を添付すること。

- 4) 工事名については、「〇〇ビル建築工事」など具体的に記載すること。
- 5) 掘削場所については、住居表示で記載すること。
- 6) 掘削範囲について

(1) 掘削延長

掘削場所の隣接境界杭間（いわゆる間口の長さ）の距離を記入すること。

ただし、敷地内の一部を掘削するときは、山留め延長とすること。

(2) 掘削深度

現地盤（GL）からの根切りの深さとすること。また、根切りの深さが複数になるときは、それぞれの深さを記入すること。

- 7) 掘削期間については、杭打ちから埋め戻しまでの期間とすること。

2 添付図書

各建設事務所（各支庁）の係員の指示に従い、次の図書を作成し添付すること。

なお、図面の大きさはA4サイズ（大きな図面はA4サイズに折ること）にすること。

委任状 誓約書 建築仕様概要 掘削工事仕様書 平面図（配置図） 山留計画図
山留計算書 現況写真 工程表 建築確認通知書写 引照点詳細図 案内図 その他

3 提出部数

3部

協議書（3部複写）に各図書を添付すること。